

宮城県高体連ソフトテニス専門部慶弔規定

本専門部の慶弔に関しては次のとおり行う。

1. 本専門部の現旧正副部長に祝意を表す必要が生じた場合には、部長は常任委員会の議を経て執行する。ただし、緊急を要する場合は部長の判断により執行した後、常任委員会に報告し了解を求めることとする。
2. 本専門部の現旧役員の外で本専門部に功労があった者に対して慶弔等の必要が生じた場合には、部長の判断により執行した後、常任委員会に報告し了解を求めることとする。
3. 本専門部の現旧役員に対する慶弔は、次表の基準により行う。

区 分		本 人 死 亡		家族（配偶者・父母・子）死亡	
		弔 慰 金	そ の 他	弔 慰 金	そ の 他
現 役 員	正 副 部 長	10,000円	花輪一基・弔電	5,000円	花輪一基・弔電
	専 門 委 員 長	5,000円	花輪一基・弔電	3,000円	弔 電
	専 門 副 委 員 長	5,000円	花輪一基・弔電	3,000円	弔 電
	常 任 委 員	5,000円	花輪一基・弔電	3,000円	弔 電
旧 役 員	正 副 部 長	10,000円	花輪一基・弔電	—————	弔 電
	正 副 委 員 長	5,000円	花輪一基・弔電	—————	弔 電
	常 任 委 員	—————	弔 電	—————	弔 電

4. 以上の規定で処理できない場合は、その都度部長の判断により執行した後、常任委員会に報告し了解を求めることとする。
5. この規定は1998（平成10）年4月22日制定